

## 宴会約款

株式会社京王プラザホテル札幌(以下「当ホテル」という。)は、当ホテルが運営する当ホテル内宴会場のご利用に関して、以下のとおり約款(以下「本約款」という。)を定めております。

### 1. 宴会時間と追加料金

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下、宴会時間という。)は、所定の料金をお支払いいただいておりますが、宴会時間を超過した場合は別途定める追加料金を頂戴いたします。但し、次の宴席の会場使用時刻との関連により、ご使用時間の超過に応じられない場合がございます。

### 2. 有料人数の確認

料理等を用意する人数(以下、有料人数という。)を宴会等の開催日の前々日午後5時までに当ホテル担当にご通知ください。それ以降は宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

### 3. 予約金

宴会等をご予約いただいた時点で予約金をお支払いいただきます。予約金の金額は宴会見積総額に基づいて当ホテルよりご提示させていただきます。

### 4. 前払金

当ホテルから提示させていただきました見積総額を、原則として宴会等の7日前までに現金にてお支払いいただく場合がございます。お預かりした前払金は宴会等終了時に精算させていただきます。

### 5. 取消料

すでにご契約いただいた宴会等を取消しされる場合には、下記により取消料を頂戴いたします。

- ① ご宴会当日の90日前から61日前まで 宴会場室料の50%
- ② ご宴会当日の60日前から31日前まで 宴会場室料の全額
- ③ ご宴会当日の30日前から15日前まで 見積金額の50%(サービス料・税金を除く)
- ④ ご宴会当日の14日前から4日前まで 見積金額の80%(サービス料・税金を除く)
- ⑤ ご宴会当日の3日前から当日まで 見積金額の100%(サービス料・税金を除く)

なお、契約に基づきホテルが指定取引先に手配済みの発注物につきましては、解約日の如何にかかわらずその全額を請求させていただきます。

## 6. 装飾・余興等の手配

宴会等に関する装飾・音楽・余興及び人材派遣会社等につきましては、当ホテルの指定取引先に手配させていただきます。お客様の都合により、当ホテルの指定取引先以外の取引先への直接手配を希望される場合は、円滑な運営のため事前に当ホテルの同意を必要とします。

## 7. 当ホテル指定取引先以外の取引先への指示

当ホテルの同意のもとにお客様が直接手配された取引先が行う会合等に関連する装飾・余興等の機器及び材料の搬入・搬出、看板等のサイズ及び取付け方法の決定、設置場所の設定等につきましては、当ホテルの規定に従い美観・導線などを踏まえて実施していただくため、当ホテル担当者がその取引先と打合せを行い、指示をさせていただきます場合がございます。

## 8. 損害賠償

お客様(お客様のすべての関係者を含みます)及びお客様が直接手配された取引先の担当者は、当ホテルの施設・什器備品等を破損・損傷しないよう充分注意を払うこととします。もし、施設・什器備品等の損害が発生した場合は、当ホテルの要請に基づき速やかに修理いただくか、又はその相当額を弁償していただきます。

## 9. 免責事項

- (1)メニューや器は、季節・天候・仕入れ等の都合により、変更させていただく場合があります。
- (2)アレルギー、宗教上の忌避食材等のあるお客様は、予めお申し出いただきます。お申し出がない場合は、お客様の責任により対応していただく事項とさせていただきますので、ご了承ください。
- (3)お客様が、クロークにお預けにならなかった荷物類の盗難、紛失が生じた場合は、お客様の責任により対応していただく事項とさせていただきますので、ご了承ください。 ※現金、貴重品、腐敗あるいは破損しやすいもの等はお預かりいたしかねます。

## 10. 荷物・携帯品等の保管

お客様の荷物・携帯品等はクロークにおいてお預かりいたします。但し、現金、貴重品、腐敗あるいは破損しやすいもの等はおお客様ご自身が責任を持って管理することとします。お客様が荷物を当ホテルに送付される場合は、事前に当ホテル担当者へその内容を通知いただくとともに、荷物には使用期日・宴会名・申込者(会社)名を記入することとします。

## 11. 個人情報

ご予約いただいたお客様の個人情報の取扱いについては、当ホテルの個人情報保護方針に準じます。

## 12. 解約

宴会等を主催されるお客様又は宴会等に出席されるお客様が次に掲げる事由に該当するときは、宴会等のお申込みをお断りいたします。また、既にお申込みいただいている場合でもご契約を解除することがあります。

- ① 法令又は公序良俗に反する行為を行う恐れがある、あるいは他のお客様に迷惑をおかけすると当ホテルが判断した場合。
- ② 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
- ③ 当ホテル若しくは当ホテル職員に対し、暴力的要求や業務の遂行に支障をきたす行為を行う、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- ④ 本約款又は当ホテルが定める利用規則に従わないとき。

## 13. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮ください。

- ① 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類の持込み(補助犬を除く)
- ② 発火又は引火性の物品の持込み
- ③ 悪臭を発生するものの持込み
- ④ 食品類の持込み(当ホテルが特別に同意した場合を除く)
- ⑤ 賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動
- ⑥ 備付品等の移動
- ⑦ 使用目的以外のご利用
- ⑧ その他法令で禁じられている行為

## 14. 約款の変更

- ① 当ホテルは、当ホテルの裁量により、本約款を変更することがあります。
- ② 当ホテルが本約款を変更する場合、約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の 1 カ月前までに、当ホテルホームページに掲載します。
- ③ 変更後の約款の効力発生日以降に、お客様が約款に基づく当ホテルサービスをご利用されたときは、約款の変更同意されたものとみなします

#### 15. 合意管轄

本約款の解釈および効力は日本法に準拠し、お客様と当ホテルは、本約款に関し、裁判上の紛争が生じたときは、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。